

【表】行政サービス制限内容（例）

全般	○物品などの購入 ○機械器具の借上げ ○町広告掲載
保健	○特定不妊治療費助成 ○妊産婦の健康診査および出産時の受診に係る交通費支援
福祉	○除雪サービス（高齢者生活支援事業） ○家族介護者特別支援 ○無年金者生活支援給付金支給 ○障がい者除雪サービス ○外出支援サービス・家族介護用品支給（特別給付事業） ○配食サービス ○高齢介護サービス費の受領委任払 ○社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減 ○福祉用具購入等および住宅改修等受領委任払
農林業	○農業 6 次産業化支援
商工業	○中小企業振興資金融資および利子、保証料補給 ○中小企業原料等高騰関連融資利子および保証料補給 ○商工業振興奨励金
交流産業	○地域おこし協力隊支援事業補助金 ○U I ターン等促進奨学金返済助成金
住環境	○人にやさしい住宅助成金 ○若者移住促進事業助成金 ○空き家活用促進事業助成金
環境	○住宅用太陽光発電システム設置費補助
芸術・文化	○文化振興基金補助金
生活安全	○高齢者運転免許証自主返納支援

**町税等の滞納により  
行政サービスが制限されます**

町では、納税意識の向上と滞納の防止を図るとともに、行政サービスの提供に係る受益と負担に関する不平等感を解消するため、町税等を滞納した場合、行政サービスの一部制限を行っています。

※制限される主な行政サービスは左表のとおりですが、他にも滞納により制限される行政サービスがあります。

町税等とは…

町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅使用料、町営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、栗山地区公共下水道事業受益者負担金、継立地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金、個別排水処理施設受益者分担金および使用料、給食費など



町税納期限

**11月30日（火）**

※納税が困難な場合は、申請により徴収の猶予ができますので収納グループにご相談ください。

固定資産税④期

国民健康保険税⑤期

後期高齢者医療保険料⑤期

介護保険料⑤期

↓  
コンビニ・スマートフォン  
で納付ができます

課税内容の問い合わせ 町税務課課税グループ ☎ 73-7505

納税などの相談 町税務課収納グループ ☎ 73-7506

お知らせ **新型コロナウイルスワクチンの接種体制**

ワクチン接種が進み、予約受付件数が減少してきていることから、接種体制の効率化を図るため、11月1日(月)から下表の接種体制となっています。

【表】接種体制（11月1日(月)から）

曜日	接種会場	接種時間
水曜日	栗山赤十字病院	15:00～15:45
土曜日	にしみこどもクリニック	12:00～12:30

※2回目接種は、1回目接種の3週間後、同一会場・同一時間での接種となります。

接種をご希望の方はインターネット（24時間受付）または電話（平日9:00～17:00）で接種会場、日時を指定してご予約ください。

※ワクチン接種の予約方法や詳細は、発送されている接種券に同封の案内文でご確認ください。

■ワクチン接種予約電話 ☎ 76-7071

■栗山町ワクチン接種 web 予約ホームページ(右記 QR コード参照)

<https://www.covid19-vaccine.mrso.jp/014290/VisitNumbers/visitnoAuth/>



Q&A **新型コロナワクチン Q&A 「ワクチンの効果」「変異株」**

Q: 接種が進められているワクチンには、主にどのような効果(発症予防・持続期間)がありますか？

A: **新型コロナウイルス感染症の発症を予防します。また、重症化を防ぐ効果が期待されています。**

○町で使用しているワクチンはファイザー社製のもので、約95%の発症予防効果が報告されています。また、臨床試験の結果や、接種した方への検査などから、重症化を予防する効果が期待されています。

○ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種後、7日程度経ってからとされています。ファイザー社製の場合、2回目の接種後、6カ月の発症予防効果は91.3%と発表されています。

○ワクチンの発症予防効果は100%ではありません。接種後も引き続き、感染対策を継続することが必要です。

Q: 変異株の新型コロナウイルスにも効果はありますか？

A: **ウイルスの小さな変異では、ワクチンの効果が無くなるわけではありません。**

○一般的に、ウイルスは絶えず変化し続けているので、小さな変異ではワクチンの効果は無くなりません。それぞれの変異株に対し、ワクチンがどのくらい有効かについては、確認が進められています。

■問い合わせ 町新型コロナウイルス対策室 ☎ 76-7065

「教育シンポジウム」「ふれあい広場くりやま」開催中止のお知らせ

例年11月に開催している「教育シンポジウム」および「ふれあい広場くりやま」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年に引き続き中止が決定されました。

■問い合わせ

・「教育シンポジウム」 栗山の教育を語る会 ☎ 72-5529

・「ふれあい広場くりやま」

2021 ふれあい広場くりやま実行委員会事務局（町社会福祉協議会内） ☎ 72-1322